

知っとく納得!

保険 年金 医療

整骨院や接骨院の正しいかかり方

身近に整骨院や接骨院が増え、気軽に利用できるようになりました。整骨院や接骨院には健康保険が使える場合と、使えない場合があります。正しい知識を持って、適切な施術を受けましょう。

かかり方のポイント

- ① 負傷の原因を正確に伝える
- ② 療養費支給申請書は、負傷原因、負傷名、日数、金額を確認して自分で署名する
- ③ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受ける
- ④ 領収書をもらい、保険者が発行する医療費通知と内容を照らし合わせる

健康保険が使える例	健康保険が使えない例
・外傷性のねんざ、打撲(スポーツでのねんざ等)	・日常生活での慢性的な肩こり・筋肉疲労
・医師の同意がある場合の骨折、脱臼	・単なるマッサージ代わりの利用
・応急処置で行う骨折、脱臼(応急手当後の施術には医師の同意が必要)	・同一部位を保険医療機関で治療中のもの
	・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎43・8127

今やろう! 福津防災

備えあれば憂いなし

もしも、大きな地震が起きたら、あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だった場合はどう行動しますか。想像して備えましょう。今号から「今やろう! 福津防災」を連載します。

災害時に備えた日常備蓄

今回は、簡単にできる「日常備蓄」を紹介します。普段の買い物に、災害時の意識を持ってみましょう。ポイントは①食べ物や日用品を多めに購入②少し多めに残っている状態をキープ③古いものから順に日常の中で消費④なくなる前に買い出しをするの4点です。災害時に食料など必要となるものを多めに買い、その量を保ちながら、古くなったものから消費します。家庭の状況はそれぞれ違いますので、普段から自分たちの生活に必要なものを把握しておくことも大事です。くれぐれもつまみ食いにはご注意ください。



▲少しの買い足しがいざというときに役立ちます

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107

広報ボランティアのカメラリポート

福津市民の取材による福津市内の話題提供

門前町をにぎやかに



10月13日から22日の光の道ウィークの中で、全国の門前町を有する自治体などの関係者が集う「第15回門前町サミット in 福津」が開催されました。地域では宮司老人会の呼びかけで「歓迎みやじ門前町実行委員会」を発足しました。期間中は歓迎のぼりを立てたり、門前町の変遷図やパネル、児童の絵などを展示したりしました。一方、JR福間駅前では、駅前商店街が歓迎のぼりを立てるなど地域一体となって、歓迎ムードを盛り上げました。

力作揃いの文化祭



内殿の文化祭が11月5日に内殿公民館で開催されました。地域の人の手芸や水墨画など、趣味の域を超えた作品や内殿出身の故八波則吉さんの復元された著作資料が展示されていました。訪れた人の中には、復元された著作資料に、当時使っていた教科書を見つけて懐かしむ人もいました。復元版をてがけている中村昭男さんは「則吉先生の全著書を復元したい」と熱く決意を語ってくれました。

【中山和恵さん】

年末・年始のごみ収集・し尿くみ取り

燃やすごみ収集 1月1日(月・祝)～1月3日(水)は休み

地域(曜日)	年末最後の収集	年始最初の収集
月・木	12月28日(木)	1月 4日(木)
火・金	12月29日(金)	1月 5日(金)
水・土	12月30日(土)	1月 6日(土)

し尿くみ取り

業者	年末最後の収集	年始最初の収集
林田産業	12月28日(木)	1月 4日(木)
津屋崎サニタリー	12月29日(金)	1月 4日(木)

(有料)臨時ごみ収集

(有)西村産業 ☎42・2314 (株)林田産業 ☎42・0444 (有)津屋崎清掃社 ☎52・1737
※12月29日(金)まで回収します。受付も12月29日(金)までですが、場合によっては年明けの回収になります。上記業者に直接連絡してください。林田産業は12月29日(金)から休みのため留守番電話になりますが、受付は可能です。留守番電話のアナウンスの最後に案内します。

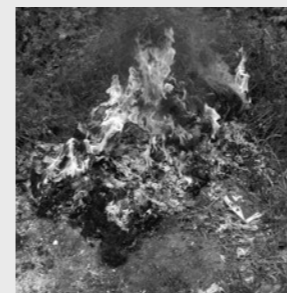
分別収集

公設分別ステーション(ハーモニー広場、林田産業グリーンリサイクルセンター、古紙古着倉庫)

	年末最後の収集	年始最初の収集
公設分別ステーション	12月23日(土・祝)	1月 7日(日)
剪定くず草ステーション	12月23日(土・祝)	1月13日(土)
古紙・古着倉庫	12月27日(水)	1月 5日(金)

自己(直接)搬入

	年末最後の搬入	年始最初の搬入
古賀清掃工場	12月28日(木)	1月 4日(木)
本木不燃物処理場	12月28日(木)	1月 9日(火)



▲火事の原因になることも

紙類やビニールなどを燃やした場合、悪臭や煙などが広範囲に発生します。このため屋外でのごみの焼却は一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されていて、違反した場合は処罰される場合があります。家庭から出るごみの焼却はやめましょう。例外的に焼却することができるのは、次のとおりです。

- ① 国、県や市町村が河川などを管理する上で排出した刈り草、切った枝等の焼却
- ② 震災などの災害によって発生した木くず等の焼却
- ③ 風俗習慣または宗教上の行事を行うための焼却
- ④ 農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈り草などの焼却
- ⑤ 落ち葉のたき火など、日常生活を営む上で行う軽微な焼却

ただし、例外の場合でもタイヤ、農業用を含む廃ビニール、プラスチック類は焼却できません。また、近隣住民の生活環境に支障がある場合は、焼却を中止していただくことがあります。

ごみを燃やすことは法律で禁止されています

環境 掲示板

市うみがめ課 ☎62・5019
FAX 43・6005 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

